

特定犬（土佐犬など）の飼い主の方へ！

特定犬とは（佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則）

- 1 人に危害を加えるおそれがあるものとして定める10犬種
① 土佐犬 ② 秋田犬 ③ 紀州犬 ④ ジャーマン・シェパード
⑤ グレート・デーン ⑥ ドーベルマン ⑦ セント・バーナード
⑧ アラスカン・マラミュート ⑨ マスチフ
⑩ アメリカン・スタッフォードシャー・テリア（アメリカン・ピット・ブルテリア）
- 2 大型犬（雑種含む）
体高（背中が一番高い部分から地面まで）65cm以上の犬
- 3 県知事が指定する犬
危険性（咬傷事故の再発等）のおそれがあり知事が指定する犬

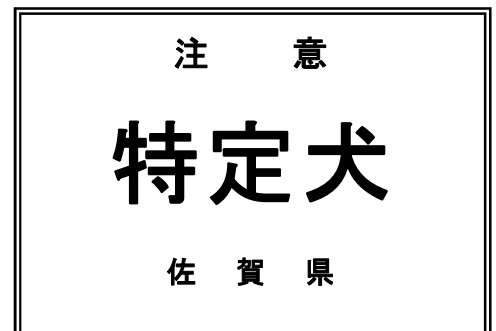
（※生後9ヶ月未満の犬、身体障害者補助犬は除きます。）



標識（シール）を掲示（貼付）してください。

特定犬を飼養していることを明示する標識（シール）を訪問者等から見やすい場所に掲示（貼付）し、注意喚起してください。

※ 縦 4.5cm 以上、横 6.5cm 以上



「おり」の中で飼養（保管）してください。

咬傷事故や転倒事故の発生を防止するために「おり」の中で飼養してください。

鍵の掛け忘れや、扉の破損に注意してください。

逸走したときは直ちに通報してください。

特定犬が逸走したときは、直ちに知事（保健福祉事務所等）及び警察官へ通報し、

咬傷事故等の発生を防止してください。

特定犬の逸走時に通報しなかった飼い主は、5万円以下の罰金です。

特定犬に関するQ & A

Q 1 特定犬は、性格がおとなしい犬であっても「おり」の中で飼わなければいけないのですか。

A 1 特定犬は、全て「おり」の中で飼わなければなりません。

ある事例をご紹介しますと、おばあさんが隣の家を訪問した際、庭に繋がれた大型犬にじやれつかれて転倒する事件が発生したことがあります。そのおばさんは、足を骨折し死ぬまで寝たきり状態となりました。

このように特定犬のような大型の犬は、性格がおとなしくても大きな事故につながってしまいますので、必ず「おり」の中で飼うようにしてください。

Q 2 特定犬を飼うためには、届出等の手続きが必要なのですか。

A 2 特に届出の必要はありません。

Q 3 特定犬を飼っていることを明示する標識（シール）は、どこで販売されているのですか。

A 3 シールは無料で配布しますので、保健福祉事務所や市町に申し出てください。

シールは、犬舎または玄関など訪問者が一番目に付きやすい場所に貼り付けてください。

Q 4 特定犬を飼う「おり」は、どのようなものを準備したらいいですか。

A 4 十分な強度のある材質で、人に危害が加えられない構造になっているものを準備してください。また、逸走することがないように施錠できるようにしてください。

なお、犬が自然な姿勢をとることができるよう十分なスペースを確保してください。

特定犬・狂犬病予防・動物愛護管理などに関する問合せ先

○ 佐賀中部保健福祉事務所 衛生対策課 電話：0952（30）1906

〒849-8585 佐賀市八丁畷町1-20

○ 鳥栖保健福祉事務所 衛生対策課 電話：0942（83）2162

〒841-0051 鳥栖市元町1234-1

○ 唐津保健福祉事務所 衛生対策課 電話：0955（73）1131

〒847-0012 唐津市大名小路3-1

○ 伊万里保健福祉事務所 衛生対策課 電話：0955（23）2103

〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4

○ 杵藤保健福祉事務所 衛生対策課 電話：0954（23）3501

〒843-0023 武雄市武雄町昭和265

○ 佐賀県健康福祉本部生活衛生課 電話：0952（25）7077

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59